

平成20年第7回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成20年12月11日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年12月19日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	山口典郎君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	小林一雄君
建設産業課長	前田浩三君	病院老健事務局長	田間宏紀君
教育次長	松田幸一君	農林商工課長	田畑良和君
総務担当課長補佐	田村優君	政策財政課長補佐	中村元紀君
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中野雄広君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名

- 第 2. 議案第80号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正  
について(討論・採決)

- 第 3 . 議案第 8 1 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について  
( 討論・採決 )
- 第 4 . 議案第 8 2 号 玉城町使用料条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 5 . 議案第 8 3 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について  
( 討論・採決 )
- 第 6 . 議案第 8 4 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について  
( 討論・採決 )
- 第 7 . 議案第 8 5 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の  
数の減少に関する協議について ( 討論・採決 )
- 第 8 . 議案第 8 6 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の  
数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更  
に関する協議について ( 討論・採決 )
- 第 9 . 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 4 号 )  
( 討論・採決 )
- 第 1 0 . 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算  
( 第 4 号 )( 討論・採決 )
- 第 1 1 . 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算  
( 第 1 号 )( 討論・採決 )
- 第 1 2 . 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予  
算 ( 第 2 号 )( 討論・採決 )
- 第 1 3 . 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度玉城町介護保険特別会計補正予算  
( 第 2 号 )( 討論・採決 )
- 第 1 4 . 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算  
( 第 1 号 )( 討論・採決 )
- 第 1 5 . 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度玉城町水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 )  
( 討論・採決 )
- 第 1 6 . 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 )  
( 討論・採決 )
- 第 1 7 . 議案第 9 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ  
て ( 追加議案 )
- 第 1 8 . 議案第 9 6 号 工事請負契約の変更について ( 追加議案 )
- 第 1 9 . 発議第 1 1 号 玉城町議会会議規則の一部改正について ( 追加議案 )
- 第 2 0 . 発議第 1 2 号 玉城町の保育に関する決議について ( 追加議案 )
- 第 2 1 . 請願第 5 号 四日市社会保険病院 ( 三重県 ) を含む、社会保険病院  
グループの新たな経営主体の早期決定を求める請願書  
( 追加議案 )

- 第 2 2 . 請願第 6 号 国に対し「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」  
提出を求める請願書（追加議案）
- 第 2 3 . 発議第 1 3 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）
- 第 2 4 . 発議第 1 4 号 四日市社会保険病院（三重県）を含む、社会保険病院  
グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書の  
提出について（追加議案）
- 第 2 5 . 発議第 1 5 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出につ  
いて（追加議案）

（午前 9 時 開会）

議長(小林一則君)只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。  
よって、平成 2 0 年第 7 回玉城町定例会第 4 日目の会議を開会致します。  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会  
議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において  
1 2 番 川西元行君 1 3 番 前川隆夫君  
の 2 名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 2 . 議案第 8 0 号 公益法人等への職員の派  
遣等に関する条例の一部改正について議題と致します。

これより討論・採決を行ないます。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸  
君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 3 . 議案第 8 1 号 玉城町職員の給与に関す  
る条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 4 . 議案第 8 2 号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題と致します。

これよりの討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)お許しを頂きましたので議案第 8 2 号 玉城町使用料条例の一部改正についての反対討論をさせていただきます。この玉城町使用料条例は町営プールの使用料をこれまで町内の皆さんからは徴収をしておりませんでした。来年4月1日から徴収をするというものでございます。町外は今まで通りに200円でございますが町内の小学生・中学生50円、高校生以上の学生は100円・一般が100円というものでございます。金額が少ないからいいではないかとおっしゃる方もあるかも知れません。けれども私はこれはやはり考え違いでないかな。とこのように思うところでございます。玉城町は子供からプール料を取らないとこけていくというものではありません。何しろ京セラミタに対しましてあの拡張に伴います周辺整備に3億3千万円も拠出することが出来るそんな力を持っています。子供たちから徴収をするこんなことをしなくてもやっつけていけるはず。それよりもそれとは逆にプールを活用が多かった子供を或は、青年さんたちを大人たちも含めて表彰をするこれぐらいのことをするべきではないかと思えます。子供の時にプールでしっかりと親たちとも一緒に泳ぐ、このことが健康にもいいしのち成長するに従っていろんな高齢期の病気にこういったものもやはり子供の時の運動で体質が改善されていくというそういうお話も伺っているところでございます。ましてや教育長さんがご就任の第一番目のお仕事がこの子供から徴収をするというようなこのような提案をなさるとは、本当に先行き大変不安な思いがする所でございます。もっとしっかりと見据えて頂きまして力強い態度をとってもらいたいと思えます。子供を守る一番の立場におられる方だと思っています。ですから町外の方から徴収をするというのは分かりますが、町内の方は今まで通り徴収をしない。そういう方向に徹して頂きたいと願ってこの徴収をする条例改正に反対をするものでございます。議員の皆さんどうかよろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君)次に、賛成討論の発言を許します。7番 小林豊君

7番（小林豊君）只今、議長のお許しを頂きましたので賛成の討論を致します。まずもって一つ残念なことは、執行部側からいきなりの上程ではなく委員会・協議会等の機会もありましたので、議論の場が必要ではなかったのではと思われま。しかしながら今日のとらまえる状況を見てみますと、果たして何もかもが無料というのは如何なものでしょうか。年間に掛かる維持管理費等のほんの一部を利用者の方に負担頂く。これは全く利用されていない住民の立場に置き換えて見れば当然のことではないでしょうか。教育長の答弁にもありましたがお金の大切さ・物を大事に使用するというを小さい時から植えつけるということは必要なことだと思います。又、小学生においては夏休みの期間中各小学校プールで自由水泳という受け皿もあります。以上の観点から、賛成討論を致します。議員各位の常識ある判断をよろしくお願い致します。

議長（小林一則君）次に、反対討論の発言を許します

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第5・議案第83号 玉城町手数料徴収条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第6・議案第84号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第7・議案第85号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第8・議案第86号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第9・議案第87号 平成20年度 玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし、日程第16・議案第94号 平成20年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案につきましては、それぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員長の報告を求めます。

議長（小林一則君） 予算決算常任委員長 高木市郎君

予算決算常任委員長（高木市郎君）議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今より報告を致します。予算決算常任委員会に付託されました議案第 87 号平成 20 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）ないし議案第 94 号平成 20 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についての委員会審査を去る 12 月 17 日午前 9 時より第 4 会議室において委員会全員の出席と町長・副町長及び教育長又各課長並びに特命監・関係課長補佐の出席と議長同席のもとに審査を実施いたしました。委員会審査は 13 名の委員により慎重審査を行いました但其の審査内容については省略をさせて頂き後日委員会会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは、審査結果の報告を致します。はじめに議案第 87 号 平成 20 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に議案第 88 号 平成 20 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で原案のとおり可決されました。

次に議案第 89 号 平成 20 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で原案のとおり可決されました。

次に議案第 90 号 平成 20 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に議案第 91 号 平成 20 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に議案第 92 号 平成 20 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手多数で原案のとおり可決されました。

次に議案第 93 号 平成 20 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては質疑及び討論もなく採決の結果挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に議案第 94 号 平成 20 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては質疑及び討論もなく採決の結果挙手全員で原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果報告と致します。

議長（小林一則君）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。おはかり致します。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略いたします。これより各議案ごとに討論採決を行います。

先ず、議案第87号 平成20年度 玉城町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成20年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計補



正予算（第2号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成20年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 4 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 ) についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

( 「 議事進行 」 の声 )

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長 ( 小林一則君 ) これより、追加議案の審査に入ります。

日程第 1 7 . 議案第 9 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題と致します。町長から提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

町長 ( 辻村修一君 ) 議案第 9 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。現在、教育委員会委員であります松田隆作委員が、平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日をもって任期満了となるため、その後任委員として、玉城町岡出 9 0 番地、中川長文氏を、適任と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。補足は省略させていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ( 小林一則君 ) 提案理由の説明は終わりました。お諮り致します。本案については、質疑討論を省略したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

( 「 異議なし 」 の声 )

ご異議なしと認めます。これより本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長 ( 小林一則君 ) 暫時休憩致します。

議長 ( 小林一則君 ) 再開致します。次に、日程第 1 8 . 議案第 9 6 号 工事

請負契約の変更についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第96号 工事請負契約の変更につきまして提案理由を申し上げます。現在工事を進めております田丸小学校空調防音工事につきまして、変更請負契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。なお、詳細につきまして教育委員会事務局長から補足を致させます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）議案第96号 工事請負契約の変更につきまして補足説明を申し上げます。議案第96号資料をお開き頂きたいと思いません。今回の変更につきましては、工事の内容の一部について変更いたすものでありまして、工事の名称以下請負金額につきましては記載の通り変更はございませんのでよろしくお願いを致します。変更いたします変更工事の概要でございますが、工事を進めるにおきまして1階2階の普通教室、又特別教室の全熱交換器におきます18口のベンドキャップ及びスパイラルダクト口径が設計では200ミリ及び250ミリになっておりましたが、取り付け致します張り板からひさしまでの寸法が現場におきまして300ミリしかないということで、管を貫通することができませんので貫通できない口径を175ミリに変更致すものであります。工事の内容は一部変更いたしますがこれにかかります工事の期間及び請負金額につきましては変更ありませんのでよろしくお願いを致します。以上簡単でございますが補足説明と致します。

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑・討論・採決を行います。それでは議案第96号工事請負契約の変更についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結致します。これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（『議事進行』の声）

以上で討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員でありますよって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第19、発議第11号 玉城町議会会議規則の一部改正についてを議題と致します。

直ちに提出者 2番 風口尚君の趣旨説明を求めます。2番 風口尚君  
2番（風口尚君）議長のお許しを頂きましたので、玉城町議会会議規則の一部改正につきまして趣旨説明を申し上げます。行政の透明性を高めるには情報を公開することと考えます。先に、地方自治法の一部が改正され議会は議案の審査又は議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができると規定されました。玉城町においてはこれまでも行政運営に関する協議の場として全員協議会が開催されてまいりました。こうしたことから今般会議規則を改正し、全員協議会を公とする改正でございます。尚施行につきましては、公布の日からとしてございます。どうかご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）提出者の趣旨説明は終わりました。それでは発議第11号 玉城町議会会議規則の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。7番 小林豊君

7番（小林豊君）2点ほど質問致したいと思えます。まず1点目にこの規則の改正はどこに主眼を置くものでしょうか。次に、運営面でございますが傍聴会議室等の取り扱いについてどのようにお考えでしょうか。

議長（小林一則君）2番 風口 尚君

2番（風口尚君）只今2点ほどお尋ねを頂きましたのでお答えをしたいと思います。まず1点目のどこに主眼を置くかということでございますが、全員協議会を地域の議会活動の場に位置づける。今回の一つの目的というのは生活における意志形成的過程を公表或は公開することによって住民の皆様方に明らかにしていくというこういった狙いがございます。もう1点でございますが、公開ですが会議録の作成につきましては、当然公開をしなければいけないと思っておりますので、適正な情報公開ということで議事録を公開すると、それから傍聴ということに関しまして今、会議室が施設の問題等々考えますと非常に難しい点があるのかと考えるわけでございまして、この件につきましては議長判断ということで考えております。以上でございます。

議長（小林一則君）7番 小林 豊君

7番（小林豊君）只今、運営面について議長判断というお答えがあったのですが、やはり議長判断ではなくてきちとした運営規定等を定める必要があるのではないかと思います。その点について如何でしょうか。

議長（小林一則君）2番 風口 尚君

2番（風口尚君）運営規定を定めるということで以前から考え方ということがございましたが、当然こうした規定を設けて私個人も必要と考えておりま

すが、今回の場合申しますと非常にこういったことで公開といったことが大変問題になってくるわけございまして、これが一番の主眼であるわけでありますからこの点につきましての小林議員のご質問と思えますけれども今後検討課題とこういうふうなことで、答にはならないかも知れませんがご理解賜りたいと思えます。

議長（小林一則君）他に、ございませんか。

（「議事進行」の声）

以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。まず反対討論の発言を許します。7番 小林豊君  
7番（小林豊君）只今、議長のお許しを得ましたので反対の立場で討論致します。現状の規則改正は、これ隠れ蓑になっているのですが公務災害という我々議員の身分保障ばかりが先走り、町政の主役である住民に対する配慮が欠落していると思われます。と言いますのも会議の公開・傍聴・会議録等の作成といった本来原則である運営部分が議長が別に定めるといった非常にあいまいな形でしか提起されておりません。やはり順序として細部まで運営面を整理した全員協議会運営等に関する規定を別に制定すべきだと思います。議会改革に積極的に取り組もうとしている今日透明性を且つ、もう少し時間をかけ運営面の整理をする必要があると思えます。議員各位の公人としての常識あるご見解をご期待いたしまして反対討論にかえさせて頂きます。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。10番 奥川直人君  
10番（奥川直人君）議長のお許しを得ましたので、賛成討論をさせていただきます。私は、この12月で1年の議員生活をさせて頂きました。この全員協議会というものに対しまして、私たちは議長の命令でこの議会へ来ていろいろ審議をさせて頂いております。そういった意味でそれに対する交通災害が万が一発生した場合に、公務と認められていない事に対し私は1年経過しまして不思議だなとこのように思いました。我々議員の皆さんが集まって頂いているのは、当然住民の皆さんから信用を受けてそしてまた住民の福祉向上に向けてこういった議場の中で、役場にきて審議をさせて頂いておるわけですからこれは当然だというふうなことで、先ほど申されました身分補償これはあって当然とこのように私は思います。その分内容は議会改革等も含めましてもっともっと議員として充実をさせていく。こういったことは我々の本来の使命だとこのように思えます。それと当然私達が住民の皆さんのためにこういった活動をしていくという意味でこれからしっかりと進めていくことが前提だと思います。公開の件であります公開につきましては、全員協議会というのは非常にいろんなプライバシー

の問題とか現実は出てくるわけでありますがそういった意味で公共性いろんな情報を守っていくためにも、やはり住民の皆さんから一人一人が信用を受けた我々議員それと議長が判断をしそのつど対応していく。今風口議員が申されましたように議長判断又は、議会運営委員会そういったもので判断をしていくべきとこのように思います。以上です。

議長（小林一則君）次に、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（「挙手多数」）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第20、発議第12号 玉城町の保育に関する決議についてを議題と致します。直ちに提出者7番 小林豊君の趣旨説明を求めます。

7番（小林豊君）只今議長から趣旨説明を求められましたので、発議第12号 玉城町の保育に関する決議につきましての趣旨説明をさせていただきます。昨年の改選後定例的にほぼ毎月教育民生委員会協議会を開催してまいりました。そういった中で、本年4月10日協議会から保育料体系等を中心に論議検討した結果11月27日の委員会において次のような最終結論に達しました。朗読させていただきます。「玉城町の保育に関する決議」近年少子高齢化の急速な進展と女性の社会進出が進み就労形態が多様化するとともに、核家族化の進行や地域関係の希薄化など、子どもと親を取り巻く環境が大きく変化する中で深刻な育児不安や児童虐待などの問題が顕在化し、保育ニーズもまた高度多様化している。このため少子化対策基本法の制定をはじめとし児童福祉法が改正されたが、三位一体の改革など地方分権の時代潮流の中で、保育所運営費の一般財源化を始め、規制改革推進3カ年計画では給食の規則緩和、保育士配置基準の撤廃などが実施されようとしており、「地域の子どもは地域が育てる」という観点から子育て支援のあり方について検討しなければならない時期にある。当町においてはこれまで総合計画、次世代育成支援計画、また「待機児童ゼロ」方針の基、子育て支援策について重点的かつ積極的に取り組まれ成果を重ねてきたところである。これまでの子育て支援は、児童福祉法において「福祉」の考え方に基づき保育所を中心におこなわれてきたが、子育て家庭を取り巻く状況が著しく変化してきている状況などを踏まえると、今後はすべての子育て家庭にバランスのとれた公的支援が行われるとともに、その受益にかかる公的経費

についても公平性に配慮した配分を行っていく必要があると考える。中でも保育所にあっては、従来の「保育に欠ける児童の保育」をすることに加え仕事と子育ての両立支援を推進するため、高度多様化した保育ニーズに応じたサービスや、地域の子育ての拠点としての役割などが期待される。

このような状況のなか私どもは、当町の保育行政とりわけ保育料について議論・検討を重ねてきた。今後の子育て支援の在り方など政策的論議はその検討に相当の時間を要するため、当面对処すべき事項として以下に示すものである。1．現在の保育料体系を見直すこと。1．見直しに当たっては低所得者層への配慮はもとより、最高額の見直しを含め階層を細分化するなど、均衡のとれた体系とすること。1．多子軽減を行うこと。また第3子以降の無料化を検討すること。1．延長保育料に負担区分を設けるとともに、現行の時間区分の検討をすること。1．保育ニーズに応じた保育士配置の拡充を検討すること。以上、決議する。平成20年12月19日。このような形で教育民生委員会として決議いたしました。議員各位におかれましてもご賛同頂きますようよろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（小林一則君）提出者の趣旨説明は終わりました。

それでは発議第12号 玉城町の保育に関する決議についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で、討論を終結致します。これより本案を採決いたします。本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第2 1．請願第5号 四日市社会保険病院（三重県）を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める請願書を議題と致します。直ちに、紹介議員 7 番 小林豊君の趣旨説明を求めます。

7 番（小林豊君）只今、議長より趣旨説明の要請がありましたので請願第5号 四日市社会保険病院（三重県）を含む、社会保険病院グループのあらたな経営主体の早期決定を求める請願書の趣旨説明をさせていただきます。医療制度等の改革議論の中で厚生労働省所管の全国社会保険協会連合会が運

営する社会保険病院の「廃止・縮小・民営化」問題が急浮上しその後も「社会保険病院の在り方」について検討されていましたが、保有する社会保険庁が本年9月末日に解体され、10月1日から四日市社会保険病院が属する社会保険病院グループ並びに介護老人保健施設・看護学校・厚生年金病院以上が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資されました。このことは、日本の医療環境が厳しい中、極めて憂慮される事態と考えます。種々の法的整備が遅れたことによる応急的な措置とはおもわれますが、救急、小児診療、産科医療、老人福祉、看護教育、更には医師不足等々、困難を極める日本の医療・地域医療に深く貢献している病院群については、公的な役割を担う病院グループとして安定的な運営ができる。続けられる形態を早急に決定して頂きたいというのが趣旨でございます。又、当町と津の関わりと致しまして19年度実績で検診バスでの法定検診等、町内19事業所において278名が受診されております。請願趣旨をご理解頂きご賛同頂きますようお願い致します、趣旨説明とさせていただきます。

議長（小林一則君）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

おはかり致します。只今、議題となっております請願第5号については、会議規則第92項第2項に規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか、

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略することに決しました。これより請願第5号 四日市社会保険病院（三重県）を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める請願書に対する質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより採決いたします。

本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第22．請願第6号 国に対し「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」提出を求める請願を議題と致します。直



ちに、紹介議員 5 番 鈴木加奈子さんの趣旨説明を求めます。

5 番 鈴木加奈子さん

5 番(鈴木加奈子さん)国に対しまして、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出を求める請願をお願い致します。請願者はこの玉城町に在住して居られる団体の代表者或は責任者の方が名を連ねております。三重県年金者組合の伊勢支部玉城班 班長松葉健四さん、生活と健康を守る会玉城支部の代表であります西村健さん、新日本の婦人の会玉城支部長の田所みよ子さん、3名でございます。要請文章がきておりますのでこれを読みあげさせていただきます。まず最初にご訂正いただきたいところがございますのでよろしくお願い致します。 の下の行でございます。いま、高齢者の暮らしは、年金の削除とありますが請願者の方から削除ではなく削減というふうにして頂きたいという申し出がございましたので、そのことをお伝えしたいと思っております。では請願の内容でございます。日頃は住民の暮らしと福祉を守るためにごくろう頂いておりますことに敬意を表します。さて、政府は2008年4月から75歳以上対象に新たな「後期高齢者医療制度」を実施しております。同制度は、部分的実施の先送りや一部手直しも行われてはいますが、基本的には以下の問題点をもっています。これまで保険料の負担のなかった扶養家族を含めて75歳以上の全ての高齢者の保険料を年金から天引きする。政府の試算でも平均月額6200円、介護保険を含めると1万円を超える保険料の負担になります。

保険料滞納者は保険証を取り上げられ、窓口で医療費全額を負担させる。

70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に増額する。これは国民健康保険の関係でございますが、連動した形で出て参っておりますので記載されているのだと思っております。75歳以上の診療報酬を別立てにして病気ごとの治療費の上限を決める。このため必要な治療を受けることができなくなるばかりか、負担できない高齢患者は、病院から追い出されかねない。

65歳から74歳の保険料も、寝たきりの人や障害者も含めて年金から天引きする。いま、高齢者の暮らしは年金の削減、税負担の増加、医療や介護費用の負担等が重なり貧困化が進んでおります。国民年金の平均は月4万6千円です。約100万人の無年金者を含め、低年金者は1000万人を超えといわれています。戦中・戦後苦勞を重ね戦後復興に大きく力を発揮し、社会に貢献してこられた高齢者が安心して生活を営み、適切な医療を受けることのできるようこの制度の廃止を強く要望します。議員各位にはこの実情をご賢察いただきまして、政府に後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書をご提出頂きますようお願い致します。とございます。そしてこの請願内容のように後期高齢者医療制度を廃止してほしいということが

国にも或は県にも届いておりまして、国会におきましては 6 月参議員でこの廃止法案が通過を致しております。三重県議会におきましては、10 月 20 日に廃止を求める請願が採択されております。この玉城町の周辺におきましては度会町・南伊勢町・志摩市・大紀町・鳥羽市が 3 月或は 6 月議会で決議しております。この時には技本見直しという方向で取り組まれていたようでございますが、8 月以降は手直しではだめだと廃止をしてほしいというそういう意向が強くなってまいりまして、それ以後出されておりますのは廃止を求めるというこういう方向になっております。よろしく願いを致します。

議長（小林一則君）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

おはかり致します。只今議題となっております請願第 6 号についても会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会付託を省略致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略することに決しました。これより請願第 6 号 国に対し後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出を求める請願に対します質疑を行います。発言を許します。

7 番 小林豊君

7 番（小林豊君）私の認識不足で非常に申し訳ないのですが、まず 1 点目に提出者であるこの各 3 団体の活動内容と町民の方が何名ほどこの 3 団体に加入されているのか。それと、本請願との各団体の関わりについて聞かせて頂きたいと思ひます。次に から の問題点ですが当町において対象の方が何名ほどいらっしゃるのか。それと合わせまして 2 ページの各数字なのですが、この数字は確たる根拠があり正しい数字でしょうか。後、細かいところで申し訳ないのですが、1 ページの表題と 2 ページの表題が違いますがこれはどういうことなのでしょう。最後にこの制度廃止した場合の対案はどのようにお考えなのか。以上の点についてお尋ね致します。

議長（小林一則君）5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）各団体の皆さんにつきましては、詳しく何名の方がいらっしゃるかということは、存じ上げておりませんがここに名前が上がっている方はいずれも玉城町の方ですのでよく存じております。地道な活動をされております。それから玉城町から補助を頂いているというそういう種類の団体ではございませんので当町にも名簿等は提出をするということもないと思ひております。これまでもいろんな形でこの団体の名前が上がってきておると記憶しております。その程度でよろしく願いしたいと思ひます。それから表題の関係ですけれども後期高齢者医療制度

の廃止を求める意見書を出して頂きたいということでございますので、その点でよろしくお願ひしたいと思います。数字なんですが全国的な数値がここには上げられているのでありますが、これは各自治体へ向けて出していくということで、全国的な数値になっていようかと思いますが、私が掌握しておりますところの数値を参考にして頂きたいと思ひます。例えば、  
番の保険料この試算で全国平均では6千200円とこのようにあります。県でございますと三重県では当初で4千659円でした。そしてこれは20年4月1日現在です。今いろんな形で政府は国民的な大きな批判の元にこの保険料については随分と減額変更をしてきてあります。そんな中にありまして平成20年11月3日時点でございまして4千177円となっております。この程度しか私、掌握をしておりませんので申し訳ございませぬがよろしくお願ひ致します。

議長（小林一則君）7番 小林豊君

7番（小林豊君）私の質問にまだ答えてもらってないと思ひますが、その点きちっと精査してもらいたいと思ひます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）活動の内容と致しましては、年金者組合の皆さんはまさに国民年金の方も含め、無年金の方も入られた中で活動しておられると伺っております。そんな中で、厳しい素性を随分と掌握して居られるように思ひますが詳しいものを、私の手元に来ておりませんので申し訳ございませぬ。それから生活と健康を守る会これは非常に長い歴史をもっております。戦後まもなくから活動が始まっておりますので、50年をはるかに超えている団体でございます。又新日本の婦人の会これもやはり随分と長い活動歴を持っています。玉城町でどうかということですが、玉城町におきまして40年近い活動を地道にしておられる団体の方々です。生活と健康を守る会は、まさに命・暮らしを守るそういう制度を国にも要請する又、県に対しても要請するという行動を行っております。その中の一つの要請が後期高齢者医療制度は廃止にして安心できるものにしてほしいというためのこの要請になっております。新日本の婦人会もこれには女性ばかりでございませぬが男性の男子会員さんというのもございますが、その中でも子育てとか暮らしの問題ですとか、老後の問題等の取り組みが盛んに行われています。この新日本の婦人の会の大きな役割を果たしております一つは全国で行われておりまして取り組まれておりますのが日本母親大会そして各県で三重県母親大会が行われ又、各地域で地域の母親大会が行われております。玉城町で母親大会が開かれたこともありまして沢山のお母さんたちや若いお母さん、お年を召した方々も含めて、又、その大会には男性の参

加者も年々増えてきております。拒否は致しておりません。皆さんとともに話し合いをして進んでおります。会の紹介はこれぐらいにさせて頂きまして次の質問に入りたいと思います。どれぐらい低い所得といわれる年金の方がおられるのかというようなことを把握するには何をしたら玉城町での把握ができるかと私もそのことを考えました。それで住民税の非課税世帯或は、住民税非課税の方こういった方がどうなるんだろうかというふうにみたのですが、皆さんご存知の通り国民年金ですと到底課税に到達するものではございませんので、それを含めまして見てまいりますと今現在ですと振込が可能になってきているということもございますので、ややこしいので8月の当時のもので申し上げたいと思います。1万5千円を超える月額年金がございますと年金天引きが行われます。それは介護保険料が先に引かれそれから次に後期高齢者医療保険料が引かれます。それが2分の1以上に達します場合には直接徴収をされるということになります。そういうことを念頭において見てまいりますと特別徴収年金からの徴収が931件でございます。

7番(小林豊君)議長、すいません。答弁の途中で申し訳ないのですが、私の質問の主旨はそういった方が何名ぐらい当町におられるかということをお聞きしたいのです。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)今現在、保険証を取り上げられている方はありません。何故かと申しますと、1年間保険料を払えなかったその場合に保険証を取り上げというそういう事態が生まれますので、来年度4月にならないとそういう方は発生致しません。けれども今もうすでに滞納という形になっておられる方が234名いらっしゃいます。今当局では対応を一心にして頂いているところでございます。尚これまでの国民的な批判の下にさらされた後期高齢者医療制度なんです、これを政府は手直しを何回にもわたってしてまいりました。この手直しに掛かった費用というのがこれまでで約3千億円というふうに聞かせて頂いておりますが今後も大変大きな額になるであろうということからそんなことにお金をかけるのではなく一度元にもどす、元に戻すのはそんなに多額のお金がかかるものではありません。各自治体に戻すだけのことでございます。ですからそんなに多額なお金はかからないと言われておりますのでよろしく願いを致します。対案について廃止すれば元に戻すだけです。老人保健法に基づく制度に元に戻してもう一回しっかりと検討をして歩み直すということが大事だと思います。今、主に手直しがされておりますのは保険料の納め方であるとか、額の問題でございますけれどもこれからもっともっとひどい状況が起こるのは、これに

も書いてありましたが、医療制限の問題ですとか。健康診断の制限そういったことであろうかと思えます。病院を経営している玉城町としても大変なことではないかこんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。これより討論を行います。先ず、本案に対する反対討論の発言を許します。7番 小林豊君

7番（小林豊君）只今、議長のお許しを得ましたので反対討論を致します。確かにこの制度保険料徴収方法・実施時期の遅れ等問題はありましたがこの制度制定の根源には少子高齢化社会における国民健康保険会計の抑制が一つの目的であったと思えます。保険制度の大前提は相互扶助であります。報道機関の多重報道により悪法としてもはやされ混乱もありましたが、現段階では実施施行されています。今確たる対案もないまま本請願どおり廃止したらまたもや大混乱を招きかねません。又、国においても見直し・改正に向けて現在検討中であります。しばし、静閑すべきではないでしょうか。時期尚早だと思えます。加えて申し添えるなら請願文章にも誤字等があり、ましてや記憶数字にもいかがわしいという表現はどうかわかりませんが、このような請願を採択し意見書を提出するということは玉城町議会の品位にも関わるものだと思います。紹介議員におかれましては今一度お考えいただき議会人として公正かつ適正な判断を期待いたしまして反対討論にかえさせて頂きます。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより採決いたします。

本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本請願は採択することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第23． 発議第13号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審

査とすることに決しました。

暫時休憩致します。

(意見書配布する)

議長(小林一則君)教育委員としてご就任いただきます中川長文様よりご挨拶を頂きます。

(中川長文様 挨拶)

議長(小林一則君)再開致します。只今、発議第14号 四日市社会保険病院(三重県)を含む社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書ないし発議第15号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」が提出されました。おはかり致します。発議第14号ないし発議第15号を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって発議第14号ないし発議第15号を日程に追加し議題とすることに決定しました。おはかり致します。発議第14号ないし発議第15号については、主旨説明、質疑を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって趣旨説明、質疑は省略することに決しました。これより各意見書ごとに討論採決を行います。まず、発議第14号 四日市社会保険病院(三重県)を含む社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書の提出についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、発議第15号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案の通り可決されました。

議長(小林一則君)以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。これをもって平成20年第7回玉城町定例会を閉会致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成20年第7回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)閉会にあたりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案を頂きました全議案につきましてご承認を頂きましたことを厚くお礼を申し上げます。会期中に賜りました貴重なご意見を今後の町政に反映をさせて頂きたいとこんなふうに考えているしだいでありませう。大変、国内外の経済情勢が厳しくなっておりまして、今後の地方自治体の行財政運営を考えます時にこの周辺の状況を充分認識をしながら危機的な中での運営をしていかなければいかんと考えております。議会の皆様方の一層のご指導ご鞭撻を賜りましてこの難局を乗り切ってまいりたいとこんなふうに思う次第でございます。一言お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前10時26分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員